

◎ 東京都公安委員会告示第 316 号

東京都公安委員会、警視総監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例（平成 16 年東京都条例第 147 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等について、東京デジタルファースト条例施行規則（令和 2 年東京都規則第 146 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定に基づき、次のように定める。

令和 3 年 11 月 1 日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

- 1 規則第 4 条第 1 項に規定する都の機関等の定めるところとは、次に掲げる事項を行うことをいう。
 - (1) 入力した事項の確認のために特に必要があるとして公安委員会等から求められた場合は、必要な限度において、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等を提出すること。
 - (2) 書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力しようとする場合は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録すること。
 - (3) 電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分について書面等（当該部分に限る。）を提出する場合は、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにすること。

2 規則第4条第2項ただし書に規定する都の機関等の定める方法とは、申請等の性質に照らして適切な措置として東京都公安委員会、警視総監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）が指定する次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 申請等を行う者の識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第2項に規定する識別符号をいう。）を入力する方法
- (2) 公安委員会等が記録している申請等を行う者しか知り得ない事項その他の当該申請等を行う者を特定するために必要な事項を入力する方法
- (3) 氏名又は名称を入力する方法